

家畜衛生だより

死亡牛のBSE検査対象が変更になります！

令和6年4月1日から、月齢による区分を廃止し、特定症状を呈した牛、起立不能等の BSE を否定できない症状を呈した牛 は全て検査の対象になります。

なお、通常の死亡牛は月齢にかかわらず検査の対象となりませんのでご注意ください。

＜現 行:令和6年3月31日まで＞

死亡牛	0 か月齢～	48 か月齢～	96 か月齢～
特定症状を示す牛	検査対象	検査対象	検査対象
BSE を否定できない 症状を呈した牛	(検査不要)	検査大賞	検査対象
通常の牛	(検査不要)	(検査不要)	検査対象

＜変更後:令和6年4月1日から＞

死亡牛	全 月 齢
特定症状を示す牛	検査対象
BSE を否定できない 症状を呈する牛	検査対象
通常の死亡牛	(検査不要)

※「特定症状」、「特定症状以外の BSE を否定できない症状」については裏面をご覧ください。

BSE の「特定症状」とは

1. 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化

- ① 興奮しやすい
- ② 音、光、接触等に対する過剰な反応
- ③ 群内序列の変化
- ④ 搾乳時の持続的な蹴り
- ⑤ 頭を低くし、柵等に押し付ける動作の繰り返し
- ⑥ 扉、柵等の障害物におけるためらい

2. 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

「BSE を否定できない症状」とは

1. 歩行困難、起立不能等の症状を呈していた可能性が高い牛

その症状が進行性であり、行動変化または神経症状を呈するほかの一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、又は毒性の原因をいう。）では説明できないもの

2. 進行性の行動変化又は進行性の非特異的な症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

その症状が行動変化又は神経症状を呈するほかの一般的な理由では説明できないもの

○ 進行性の行動変化とは・・・

治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎増加、鼻を舐める動作の増加、歯ざしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等

○ 進行性の非特異的な症状とは・・・

乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等



彩の国
埼玉県



飼料用稲「はまさり」の種子の供給は、
令和6年度をもって販売を終了いたします。



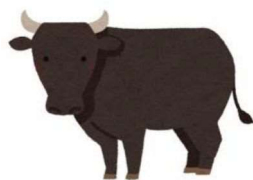
【終了の理由】

- 近年、「はまさり」よりも栄養価や収量が優れる品種の開発・普及が進み、需要戸数が減少しているため。

【令和7年度以降もはまさりを作付する方へ】

- はまさりの種子供給が終了するため、はまさり種子の自家採取の御準備をお願いします。

御不明な点がございましたらお問合せ先へ御連絡をお願いします。



お問合せ先 電話番号

埼玉県農林部畜産安全課 048-830-4194

埼玉県中央家畜保健衛生所 048-663-3071 (北足立郡市、北葛飾郡市、南埼玉郡市)

埼玉県川越家畜保健衛生所 049-225-4141 (入間郡市、比企郡市)

埼玉県熊谷家畜保健衛生所 048-521-1274 (秩父郡市、児玉郡市、大里郡市、北埼玉郡市)